

平成21年7月24日
防衛省統合幕僚監部参事官
海上保安庁警備救難部国際刑事課
(改正) 平成25年12月7日
(改正) 平成29年8月28日

海賊への対処の際の海上自衛隊及び海上保安庁の連携要領

第1 目的

本要領は、海上自衛隊が海賊対処行動により海賊へ対処する場合において、海上保安官が海上自衛隊の艦船へ同乗するに際し、海上自衛隊と海上保安庁が円滑かつ緊密に連携してそれぞれの任務を遂行するため、その基本的考え方、業務についての連携の在り方等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 海上自衛隊及び海上保安庁との連携に関する基本的考え方

1 基本的考え方

海賊行為の制止その他の行政警察権の行使は海上自衛官が行うことを基本とし、逮捕その他の司法警察権の行使は自衛艦に同乗した海上保安官（以下「同乗海上保安官」という。）が行うものとする。

この場合、海賊行為の制止その他の行政警察権の行使に関し、同乗海上保安官は、海上自衛官に対し、必要に応じ協力を行うものとする。また、逮捕その他の司法警察権の行使に関し、海上自衛官は、同乗海上保安官に対し、必要に応じ協力を行うものとする。

2 護衛業務等と司法警察業務との調整

同乗海上保安官は、海賊行為に対する司法警察業務を行うに当たり、海上自衛隊が行う護衛業務の円滑な遂行を考慮するものとする。

海上自衛隊は、護衛業務以外の業務を行う自衛艦の同乗海上保安官が司法警察業務を行っているときは、同艦が護衛業務を実施することが予定されている場合であっても、引き続き司法警察業務の円滑な遂行を考慮するものとする。

なお、同乗海上保安官が捜査を行うに当たり、身柄や関係証拠等の取扱い等に関する現実の方策については、事案に応じ、適切に対応していくものとする。

3 指揮関係

海上自衛官と同乗海上保安官には、相互に指揮関係は生じないが、緊密に連絡するものとする。

ただし、同乗海上保安官は、法定訓練への参加や緊急事態における行動等の一般的な管理事項については、自衛艦艦長の指示に従う。

4 同乗海上保安官と警務官との業務分担

同乗海上保安官と警務官の捜査分担については、「保安庁と海上保安庁との犯罪捜査に関する協定について（昭和28年10月1日実施）」によるほか、海賊に係る犯罪については同乗海上保安官、それ以外は警務官が捜査を実施するものとする。

第3 同乗海上保安官が実施する事項

同乗海上保安官は、以下の業務を実施する。

1 事案発生時における司法警察業務

- (1) 海賊行為認知後の当該行為の採証
- (2) 身柄を拘束した海賊の自衛艦上での逮捕手続（含身体検査）
- (3) 海賊の人定作業
- (4) 海賊が保有していた武器、使用していた船舶の押収
- (5) 被害船舶の実況見分及び被害者等の取調べ
- (6) 死傷者の取扱い
- (7) 逮捕した海賊の拘束及び監視
- (8) その他必要な事項

2 護衛業務実施時及び区域防護業務実施時

必要に応じ、艦橋等において周辺監視その他の必要な活動を行う。

3 立入検査時

海賊行為（凶器準備航行）の疑いがある船舶に対して立入検査を実施する場合、必要な確認を行うため、海上自衛官と緊密に連携して立入検査を行う。

第4 海上自衛隊が便宜を供与する事項

海上自衛隊は、同乗海上保安官に対し、護衛業務等の円滑な遂行に支障の生じない範囲において、次のとおり便宜供与を行うものとする。

なお、以下の事項に関し、必要となる経費については、それぞれ海上自衛隊及び海上保安庁が個別責任において確保を行うという考え方を基本的原則とするが、詳細については別に定めるものとする。

1 海賊を逮捕する場合

- (1) 同乗海上保安官が行う逮捕手続における海賊の拘束への協力（海賊行為を行った船舶の追跡等を含む。）
- (2) 逮捕した海賊の監視への協力
- (3) [REDACTED]

- (4) 同乗海上保安官が実況見分、取調べ等を行う場合の移動手段の提供（運航を含む。）
- (5) 同乗海上保安官が行う実況見分、取調べに対する協力
- (6) 海賊発見から拘束に至る経緯のビデオ、カメラ等による記録及びその提供
- (7) 死傷者が発生した場合における医務官による検案書及び診断書の提出
- (8) その他必要な事項

2 逮捕した海賊を護送する場合

- (1) 別途指定された第三国との沖合い又は港までの回航
- (2) 第三国での入国手続きの共同実施
- (3) [REDACTED]

3 その他

- (1) 同乗海上保安官の執務に必要な場所並びに居室、寝具、食事及び風呂その他同乗海上保安官の日常生活に必要な環境の提供
- (2) 同乗海上保安官の執務に必要なコピー用紙その他の用具に不足が生じた場合における当該不足する用具の提供
- (3) 同乗海上保安官の携行する武器を含む装備品の保管庫の提供
- (4) 同乗海上保安官が使用する通信機器の設置場所の提供及び設置に係る技術的支援
- (5) 海上保安庁が自衛艦に設置した通信機器等の故障に対する技術的支援
- (6) 必要に応じた通信機器の使用の許可（なお、海上保安庁の通信機器を含め、海上自衛隊が定める電波等の管制に従うものとする。）
- (7) 同乗海上保安官の私信の送受に関する便宜の供与
- (8) 同乗海上保安官が罹患した場合及び負傷した場合の医療の提供
- (9) 同乗海上保安官が行う訓練の実施に関する便宜の供与
- (10) その他同乗海上保安官がその任務を実施する上で必要となる事項に対する便宜の供与

第5 連絡・調整

両機関は、上記事項以外に協議を要するものが生じた場合は、所要の連絡・調整を行い、速やかに、当該事項の解決に努めるものとする。